

	事業名	事業の概要	新規 継続※	担当所属	
				部局名	課室名
※第三期子ども・子育て支援事業計画から継続して取り組む事業を「継続（子子）」、子ども・若者計画から継続して取り組む事業を「継続（子若）」、こども・若者・子育て支援計画で新たに取り組む事業を「新規」として分類しています。					
1. こども・若者の権利が守られるまちづくり					
(1) こども・若者の権利の周知					
①	こども・若者の権利の周知・啓発	こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容等、こどもの権利について、パンフレットの作成・配布等による周知・啓発を推進します。	新規	子ども健康部	子育て政策課
(2) こども・若者の意見反映の促進					
①	こども・若者の意見聴取事業	まちづくりや市の施策など、様々な分野でこども・若者が意見表明できる機会の充実を図ります。	新規	子ども健康部	子育て政策課 関係課
(3) 児童虐待防止対策の充実					
①	近江八幡市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討、児童虐待に関する啓発を行います。こども家庭センターに保健師・社会福祉士・臨床心理士等専門職を配置することで、あらゆる相談に対応できるよう努めます。また、困難を抱える家庭については、組織的に検討を行いチームとして重層的な支援を行います。※虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関（児童福祉法第25条2）	継続 （子子・子若）	子ども健康部	こども家庭センター
②	子育て短期支援事業	保護者が、疾病・就労等、心身上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター
(4) こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進					
①	こどもの生活・学習支援事業	生活困窮世帯、ひとり親家庭世帯等のこどもを対象に、生活習慣を身につけたり、他者との交流、相談できる機会となる居場所を提供し、生活支援及び学習支援を行います。	継続 （子子）	福祉保険部 子ども健康部	福祉政策課 こども家庭センター
②	児童・生徒就学援助費給付制度	経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を「就学援助費」として給付します。	継続 （子子・子若）	教育委員会	学校教育課
(5) ヤングケアラー支援					
①	ヤングケアラーに関する啓発活動	ヤングケアラーの理解促進のための研修会等を実施する。	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター
②	ヤングケアラーに関する相談窓口の設置	ヤングケアラーである当事者が、相談できるように相談窓口を設置し、適切な相談支援を実施します。	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター
2. こどもを安心して産み育てられる環境づくり					
(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供					
①	こども家庭センターの運営	一体的な組織としての子育て家庭に対する相談支援を実施します。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応します。	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター
②	母子保健のデジタル化の推進	母子アプリ等を活用した情報発信などデジタル技術を活用し、妊産婦等へ円滑な情報提供を行います。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
③	子育て世帯訪問支援事業	子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター
④	多胎児家庭育児支援事業	多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行います。	新規	子ども健康部	健康推進課
(2) 相談支援・情報提供の充実					
①	利用者支援事業（基本型）	子育て家庭が支援機関や関係機関を円滑に利用できるように、利用者支援員が身近な場所での相談や情報提供、助言等を行います。併せて、児童福祉法第10条の3第1項に基づく、地域子育て相談機関の機能を設置します。	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター
②	利用者支援事業（特定型）	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように、利用者支援員が相談や情報提供、助言等を行います。	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター 幼児課

	事業名	事業の概要	新規 継続※	担当所属	
				部局名	課室名
③	利用者支援事業（こども家庭センター型）	妊産婦が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じるとともに、情報提供を行います。【母子保健機能】	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
③	利用者支援事業（こども家庭センター型）	すべてのこどもとその家族及び妊産婦が、必要なサービスを円滑に利用できるように、社会福祉士や保健師等が相談に応じるとともに、情報提供を行います。【児童福祉機能】	継続 （子子）	子ども健康部	こども家庭センター
④	妊婦等包括相談支援事業	妊産婦等が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じるとともに、情報提供を行い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
（3）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実					
①	産前・産後サポート事業	妊婦・出産・子育てに関する不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行います。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
②	妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦を対象とした健康診査費の一部を公費負担します。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
③	乳児家庭全戸訪問事業	概ね生後4か月までの乳児をもつ家庭を対象に、子育てに関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・助言・その他の援助を行う事を目的に、保健師・助産師が家庭を訪問し必要な支援を行います。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
④	養育支援訪問事業（専門的相談支援）	乳児全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要な家庭に対し、専門的な相談・指導・助言・その他必要な支援を継続的に実施します。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
⑤	産後ケア事業	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
（4）医療の充実及び医療と保健の連携					
①	医療と保健の連携	医療機関と保健機関が連携して、ハイリスク妊産婦・新生児とその家庭に対し、適切な母子保健サービスを提供します。また、周産期に関する会議を通して、医療機関と情報や課題を共有し、医療と保健の連携を図ります。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
（5）性や健康に関する正しい知識の普及					
①	小・中学生に向けた正しい知識の普及・相談	関係機関と連携し、性に関することや妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図ります。学校現場における性に関する指導の充実のため、研修の案内や外部講師の招聘に努めます。	継続 （子子）	教育委員会	学校教育課
（6）経済的負担の軽減					
①	子ども医療費助成	小学生、中学生、高校生世代のこどもの通院・入院医療費の負担（保険診療に限る）を助成します。	継続 （子子）	福祉保険部	保険年金課
②	妊婦のための支援給付事業	妊娠期からの経済的支援を行うため、妊婦に対して支援給付を行います。	継続 （子子）	子ども健康部	健康推進課
3. すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育 環境づくり					
（1）保育所等の受け入れ体制の充実					
①	教育・保育提供体制の確保	確保方策に基づき、市内全域に教育・保育環境の整備を行い、待機児童の解消に努めます。	継続 （子子）	子ども健康部	幼児課
②	保育士等の確保	保育士を目指す学生や潜在保育士に向けた取組を積極的に行うとともに、保育士の働きやすい環境づくりを図り、保育士等の就職率や定着率の向上に努めます。	継続 （子子）	子ども健康部	幼児課
（2）次代の親の育成					
①	家庭教育支援	子育てサロンや講座の開催により、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設け、家庭教育支援を行います。	継続 （子子・子若）	教育委員会 子ども健康部	生涯学習課 幼児課
（3）こどもの力を伸ばす教育・保育環境の充実					
①	職員の資質と専門性の向上	教育・保育の推進に向けての研究・研修会の実施及び経験年数に応じた研修の場を設定し、人材育成を図ります。	継続 （子子）	子ども健康部 教育委員会	幼児課 学校教育課

	事業名	事業の概要	新規 継続※	担当所属	
				部局名	課室名
②	幼保小のなめらかな接 続	発達や学びの連続性と系統性を踏まえたカリキュラムの作成・実施を通して幼 児教育の「学びの芽生え」と小学校教育の「学びの基礎」のなめらかな接続を 図ります。	継続 (子 子)	子ども健康部 教育委員会	幼児課 学校教育課
③	読書・絵本環境の充実	乳幼児から発達段階に応じた読書活動の充実を図るとともに、こどもが本と出 会い、読書の楽しみを知る機会の提供や読書・絵本環境の整備を図ります。	継続 (子 子)	子ども健康部 教育委員会	幼児課 学校教育課
(4) 健やかな心身の育成					
①	教育相談事業	子育て、発達相談はじめ、校園所への行きしぶり、不登校、いじめ、問題行動 などに悩むこどもや保護者への相談、支援体制を充実します。	継続 (子 子・ 子若)	教育委員会 教育委員会	教育研究所 学校教育課
②	いじめ問題対策連絡協 議会	いじめの防止等のための対策を、関係機関及び団体と連携を図り推進します。	継続 (子 子若)	教育委員会	学校教育課
(5) 家庭や地域の教育力の向上					
①	にこまるポケット	にこまるポケット（校園所で活用する講師リスト）に登録された地域人材の 方々による学校教育への参画を通して、教育の充実を図ります。	継続 (子 子・ 子若)	教育委員会	生涯学習課
②	ふるさと教育・保育の 推進	や交流を通して、地域とのつながりを大切にするとともに、ふるさとへの愛着 や豊かな心を育みます。	継続 (子 子)	子ども健康部	幼児課
(6) こども・若者を取り巻く有害環境対策の推進					
①	携帯電話・ネット防犯 予防対策、スマホ、S	情報モラルに関する学習やP T Aや警察等関係機関との連携により、I C T機 器やスマートフォン等の健全な取扱いについて啓発を行います。	継続 (子 子)	教育委員会	学校教育課
②	メディア問題に関する 保護者向け啓発	就学前児童のスマートフォン等メディアに関する影響について、保護者向けに 啓発を行います。	継続 (子 子)	幼児課	幼児課
(7) 食育の推進					
①	正しい食習慣の啓発	こども・若者や子育て家庭に対し、食事と健康の関係、食事マナーについて啓 発し「食を選ぶ力」「食べる力」の育成を図ります。	継続 (子 子)	子ども健康部 教育委員会 子ども健康部	幼児課 学校教育課 健康推進課
(8) 多様な保育ニーズの対応					
①	一時預かり事業	通常教育時間後や、長期休業期間中等に、希望する在園児を対象に保育を行 います。また、就労や通院、育児リフレッシュなどで一時的に家庭での保育が 困難な在宅の乳幼児を対象に保育を行います。	継続 (子 子)	子ども健康部 子ども健康部	幼児課 こども家庭セン ター
②	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制 度)	すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形 での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定期間まで の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるように するため、地域の教育・保育施設やその他関係施設と連携し、乳児等通園支援 事業の受入れ枠の確保を進めるとともに、本事業の利用から教育・保育施設の 利用への円滑な移行を支援します。	継続 (子 子)	子ども健康部	幼児課
4. 地域社会全体で子育てを支え、こども・若者が様々な学びや遊びに出会えるまちづくり					
(1) 地域における子育て支援の充実					
①	地域子育て支援拠点事 業	子育ての不安感等を緩和するために、子育て親子が交流する場を提供し、子育 ての相談、情報提供、助言等を行います。	継続 (子 子)	子ども健康部	こども家庭センター
②	親子関係形成支援事業 (親子の絆づくりプロ グラム(BP))	生後2か月から5か月の第1子を育てるお母さんと赤ちゃんを対象に、ロール プレイ等を通じて子育ての基礎知識を学び、保護者同士の交流を図りながら、 親子の絆を育てていくプログラムを実施します。	継続 (子 子)	子ども健康部	こども家庭センター
③	ファミリー・サポー ト・センター事業	育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」から なる相互援助活動を支援するために連絡・調整を行い、仕事と家庭の両立を支 援します。	継続 (子 子)	子ども健康部	こども家庭センター
(2) こども・若者の健全育成					
①	放課後子ども教室	「近江八幡市放課後子ども総合プラン」に基づき、利用可能な余裕教室やコ ミュニティセンター等を活用し、児童の学習・体験・交流の場を提供します。 また、放課後児童クラブとの連携を進め、「校内交流型」または「連携型」の 実施をします。	継続 (子 子・ 子若)	教育委員会	生涯学習課
②	放課後児童健全育成事 業	確保方策に従い、放課後に児童が安心して生活ができる居場所を確保し、次代 を担う児童の健全な育成を支援します。	継続 (子 子)	子ども健康部	子育て政策課

	事業名	事業の概要	新規 継続※	担当所属	
				部局名	課室名
③	青少年育成事業	青少年育成市民会議において、地域における青少年健全育成のため、地域の環境浄化や周知啓発等に関する活動の実施に取り組みます。	継続 (子若)	教育委員会	生涯学習課
(3) 多様な遊びや体験の機会の確保					
①	公園等の整備	子育て家庭を含めた市民が利用できる公園等の環境整備を行います。	継続 (子子)	都市整備部	都市計画課
②	屋内の遊び場等の整備	子育て家庭が、天候や気候に関わらず屋内で活動ができる屋内遊戯施設等を整備します。	継続 (子子)	福祉保険部 子ども健康部	福祉政策課 子ども家庭センター
(4) 安心・安全な環境の整備					
①	歩道・通学路の安全対策	毎年1回、関係機関と合同点検を実施し、小学校ごとに通学路の危険箇所について情報収集を行い、対策が必要となれば、区画線や防護柵設置によるハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。	継続 (子子)	教育委員会 都市整備部	学校教育課 土木課
(5) 家庭と仕事の両立支援					
①	事業所への啓発	仕事と家庭の両立を実現するため、関係団体等と連携して、働き方の見直しを推進、従業員のモチベーションや定着率の向上、企業の人材確保や生産性向上等、企業の成長につながる啓発に努めます。	継続 (子子)	産業経済部	商工振興課
②	男性の子育て参加への啓発	男性の育児参加を後押しするための啓発活動を行います。	継続 (子子)	子ども健康部 子ども健康部	こども家庭センター 健康推進課
(6) こども・若者の居場所づくり					
①	こども食堂事業	食事が必要なこどもたちとつながることができる可能性が高まることや、ひとり親家庭や、共働き家庭の増加により孤食が増える中で、豊かな時間の提供・地域の人々とのかわりあいで支えあうコミュニティの充実を図るため、こども食堂実施団体への支援を行います。	継続 (子子)	子ども健康部	子ども家庭センター
②	こども・若者の居場所づくりの検討	こども・若者とこども・若者に関わる大人やコミュニティをつなぐため、すべてのこども・若者を対象としたオープンな居場所づくりについて検討します。またニーズに応じた居場所づくりについても、こども・若者の意見を聞きながら検討します。	継続 (子子)	子ども健康部 教育委員会	子育て政策課 生涯学習課
(7) 非行防止活動及び立ち直り支援活動の推進					
①	犯罪・薬物乱用防止教育	小学校や中学校において少年センター、少年補導委員会、薬剤師会及び関係機関による薬物乱用防止等の教育指導を行います。	継続 (子若)	教育委員会	学校教育課 少年センター
②	少年センター運営事業	青少年健全育成を目指した各種啓発活動による青少年非行の未然防止、早期発見・早期指導、青少年問題に関する相談活動、地域の環境浄化活動等に取り組みます。	継続 (子若)	教育委員会	生涯学習課
③	あすくるHAR	青少年立ち直り支援センターであるあすくるHARにおいて、非行等の問題や悩みを抱える青少年が、自分の課題を克服しながら社会に適応して生活できるよう立ち直り支援に取り組みます。	継続 (子若)		少年センター
5. きめ細やかな関わりを必要とするこども・若者・家庭への支援					
(1) ひとり親家庭の自立支援の推進					
①	母子・父子自立支援体制の整備	自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行います。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図ります。	継続 (子子)	子ども健康部	こども家庭センター
(2) 障がい児者支援の充実					
①	ペアレントプログラム※、ペアレント・メンター事業※	障がいのあるこどもを持つ親を支えながら、具体的な養育スキルを獲得できるように親としての学びを支援します。また、各種講座の開設・充実を推進します。 ※ペアレントプログラム…子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、より良い子育てをすること、子育ての仲間を見つけることを目的としたプログラム。 ※ペアレント・メンター…発達障がいのあるこどもの子育て経験があり、相談支援に関する研修を受けた保護者が、同じ立場の親として子育ての悩みに寄り添い共感しながら様々な情報の提供を行う『親による親のサポート』。	継続 (子子)	子ども健康部	発達支援課
②	こども期の生活支援の充実	各種障がい児通所サービスの提供体制の確保や地域生活支援事業の充実及び支援の質の向上を図ります。	継続 (子子)	福祉保険部	障がい福祉課

	事業名	事業の概要	新規 継続※	担当所属	
				部局名	課室名
③	障がい児者自立支援協議会	協議会内専門部会の障がい児支援促進部会において、関係機関と連携を図りながら障がいのあるこども・若者の自立・就労に向けた取組を行います。	継続 (子若)	福祉保険部	障がい福祉課
④	特別支援教育就学奨励費給付制度	特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を「就学奨励費」として給付します。	継続 (子若)	教育委員会	学校教育課
⑤	特別な支援が必要なこどもへの就学相談・支援	特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒を対象に、将来自立し社会参加していくことを目指して、その可能性を最大限に伸ばすための教育と支援のあり方、また、そのための就学先を保護者とともに考え、決定していきます。	継続 (子若)	教育委員会	学校教育課
⑥	障がい者生活支援相談窓口	身体・知的・精神・発達障がいに関する本人、家族からの相談に応じ、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。	継続 (子若)	福祉保険部	障がい福祉課
(3) 発達障がいのあるこどもへの支援の充実					
①	児童発達支援事業の充実	支援が必要な未就学児やその保護者に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や集団生活に適応することができるよう、民間事業所とも連携し、支援体制を推進します。	継続 (子子)	子ども健康部	発達支援課
②	保育所等訪問支援事業の充実	障がい児等が集団生活を営む保育所・幼稚園等に支援員が訪問し、対象児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等、支援を必要とする児童がインクルーシブ環境における専門支援を受けることができる体制づくりを推進します。	継続 (子子)	子ども健康部	発達支援課
③	子ども発達支援事業（発達相談、巡回相談）の充実	発達障がいのあるこどもを対象とした発達相談及び発達相談員(心理職)の園所への巡回を行う巡回相談事業を推進することで、発達障がいの早期発見、早期支援につなげます。	継続 (子子)	子ども健康部	発達支援課
(4) 外国にルーツをもつこどもへの支援の充実					
①	適切な行政情報の提供	外国にルーツのあるこどもや家庭が、円滑かつ適切な行政サービスを受けることができるよう環境整備や施策の充実を図ります。	継続 (子子)	総合政策課	まちづくり協働課
(5) 不登校・ひきこもりへの支援の充実					
①	スペシャルサポートルーム（SSR）運営事業	安心して過ごせる居場所（スペシャルサポートルーム）を学校内に設置し、専任の支援員（学習指導員）がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問教育相談員等とも連携しながらこどもに寄り添った支援を行います。	継続 (子子・子若)	教育委員会	学校教育課
②	不登校・引きこもりに関する相談支援事業	不登校やひきこもりに関する相談窓口を生涯学習課内に設置し、適切な助言等を行います。	継続 (子子)	教育委員会	生涯学習課
③	フリースクール利用児童生徒支援金給付事業	不登校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒の普通教育に相当する教育の機会の確保を行います。	継続 (子子)	教育委員会	学校教育課
④	フリースクール等民間施設運営支援補助事業	児童生徒の学校復帰や社会的自立に資するため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するための補助を行います。	継続 (子子)	教育委員会	学校教育課
⑤	悩みを抱えるこども・若者の居場所づくり	不登校やひきこもり等のこども・若者とその家族の居場所づくりとして、自由に時間を過ごすことができる、悩みや不安への相談や交流、外出のきっかけづくり等の場となる居場所の提供に取り組みます。	継続 (子若)	教育委員会	生涯学習課
(6) こども・若者に関する相談体制・機能の充実					
①	子ども・若者相談窓口	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者やその家族の相談窓口を生涯学習課内に設置し、支援の方向性等を一緒に考え、相談内容に応じた助言や情報提供、専門の支援機関の紹介等を行います。	継続 (子若)	教育委員会	生涯学習課
②	生活困窮、就労、家計に関する相談窓口	経済的な困りごとや自分にあった就労が見つからない等の相談に応じ、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。	継続 (子若)	福祉保険部	福祉政策課
③	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また学校機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒を総合的に支援します。	継続 (子若)	教育委員会	学校教育課
④	こころの相談窓口	うつ病等、こころの不調に関するこども・若者とその家族からの相談・支援を行います。また、こども・若者の自殺防止を図るため、医療機関や関係機関との連携のもと、多職種の専門家が助言等を行う支援体制の整備に取り組みます。	継続 (子若)	子ども健康部	健康推進課

	事業名	事業の概要	新規 継続※	担当所属	
				部局名	課室名
⑤	子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者育成支援推進法を根拠とする地域協議会において、社会的困難を抱えた子ども・若者相談支援のため、教育、福祉、保健医療、更生保護、雇用等の関係機関が連携しながら、相互の情報共有やネットワーク強化等に取り組みます。	継続 (子若)	教育委員会	生涯学習課
6 こども・若者の自立と社会参画に向けた支援体制づくり					
(1) 教育支援機関の整備					
①	(仮称)複合教育支援センター整備	教育相談室等子ども・若者相談支援に係る公的な教育支援機関の集約化を図り、より円滑かつ適切な連携体制を構築します。また、このセンターにおいて、社会的困難を抱えた子ども・若者が自身の興味・関心から、就労や起業、社会参画につなげられる支援体制の構築を図ります。	継続 (子若)	教育委員会	生涯学習課
(2) 就労支援・起業支援の推進					
①	キャリアカウンセリング	働くことに対して心配事や悩み事を抱えている就労者、こども・若者やその家族をサポートするため、キャリアコンサルタントによる相談業務に取り組みます。	継続 (子若)	産業経済部	商工振興課
②	障がい者の就労支援	一般就労が困難な障がい者に対して、企業の障害者雇用や障害福祉サービス利用による福祉的就労につながるように支援します。	継続 (子若)	産業経済部	商工振興課
③	創業支援事業	創業セミナーや個別相談等により、起業・創業にチャレンジする人のやる気を引き出し、商工会等の関係団体と連携して起業・創業支援に取り組みます。	継続 (子若)	産業経済部	商工振興課
(3) 社会参加、参画機会の充実					
①	こども・若者の自立・社会参加支援事業	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の相談支援を行いながら、安心できる居場所づくりに取り組みます。その中で、自分自身の強みや興味・関心を深め、実際に体験活動を繰り返していくプロジェクトをつくり、社会参加のきっかけづくりや起業・就労支援等に取り組みます。	継続 (子若)	教育委員会	生涯学習課